

# 令和8年度 沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金 公募要領

※本事業の実施については、令和8年度予算の成立を前提とする。

## 【受付期間】

令和8年2月13日（金）～令和8年3月6日（金）17:00

## 【公募申請書提出先】

沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課（普天間、永山）

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL 098-866-1914

※提出前にお電話にて提出する旨ご連絡ください。様式の電子媒体の送付及び  
提出方法をご案内します。

## 【問合せ先】

沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課（普天間、永山）

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL 098-866-1914

※公募説明会は実施いたしません。

※本公募要領は、沖縄総合事務局ホームページ（下記URL）よりダウンロードできます。

[https://www.ogb.go.jp/kaiken/michi/kaiken\\_michi\\_hojo/R08\\_hojo\\_koubo](https://www.ogb.go.jp/kaiken/michi/kaiken_michi_hojo/R08_hojo_koubo)

令和8年2月

内閣府

## 補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、沖縄総合事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  
なお、事業に係る取引先(発注先以降も含む。)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 沖縄総合事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること。)しようとする時は、事前に処分内容等について沖縄総合事務局から承認を受けなければなりません。  
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

## 目 次

	ページ
第1. 補助金の全体像 .....	1
1. 事業目的 2. 予算額 3. 事業概要	
第2. 事業の概要 .....	2
1. 補助対象事業 2. 補助対象者 3. 補助対象経費 4. 補助額等	
5. 補助対象期間	
第3. 補助事業の流れ .....	6
第4. 応募手続き等の概要 .....	6
1. 受付期間 2. 提出書類 3. 提出方法 4. 審査	
第5. 交付申請 .....	8
第6. 事業の実施 .....	8
1. 補助事業の開始 2. 交付決定後の計画変更等 3. 状況報告	
4. 実績報告及び補助金の確定 5. 補助金の支払い 6. 取得財産等の管理	
第7. その他 .....	10
【別記】審査項目 .....	11
【参考】用語の定義等 .....	12

## 第1. 補助金の全体像

### 1. 事業目的

沖縄県は台風常襲地域であり、これまでにも台風による電柱倒壊で停電が発生し、県民生活に大きな支障が生じてきたところ。中でも、離島地域においては、台風災害時などの停電被害の住民生活に与える影響が深刻となり、また本島に比して復旧に要する期間も長期化する傾向にあることから、対策が緊急かつ急務となっている。こうした状況を踏まえ、長時間かつ大規模停電の抑制に資する無電柱化を推進するため、沖縄県の離島において、無電柱化を実施する際の電線管理者となり得る一般送配電事業者及び電気通信事業者等（以下「電線管理者」という。）の負担を軽減するための補助を緊急対策として実施するもの。

### 2. 予算額

2.66億円

### 3. 事業概要

本補助金の概要は下表のとおり。

事業の内容	沖縄の離島における無電柱化の推進
事業概要	沖縄の離島における無電柱化事業を行う場合に生じる電線管理者の負担を対象に、事業加速化に向けた支援を緊急対策として実施
補助対象経費	無電柱化に要する調査設計費・工事費
補助率	補助対象事業に要する費用のうち補助事業者が負担する費用の1／2以内
補助対象者	電線管理者
補助金限度額	【上限額】2.66億円 ※申請状況を踏まえ、予算の範囲内において交付
補助対象期間	交付決定日～令和9年3月31日

## 第2. 事業の概要

### 1 補助対象事業

#### ・ 沖縄離島無電柱化緊急対策事業

沖縄の離島において、電線管理者が沖縄ブロック無電柱化推進協議会等における関係者調整を踏まえ実施する無電柱化に係る実施事業（電線共同溝方式または単独地中化方式）を対象とする。

### 2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合がある。

- (1) 沖縄県内に本社又は主たる事業所を有する法人。
- (2) 補助対象事業を的確に遂行するために妥当性のある事業計画を有し、必要な費用のうち自己負担分の調達、かつ補助期間中に必要な費用の調達に関し財務的処理能力を有すること。  
※本事業は、原則、精算払いとなっているため、補助期間中に必要な費用負担が可能か沖縄総合事務局で確認を行う。
- (3) 補助対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (4) 申請者（連携主体を構成する場合はその参画事業者を含む。）が、沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の別紙『暴力団排除に関する誓約事項』における「補助事業者として不適当な者」とび「補助事業者として不適当な行為をする者」に該当しないこと。

### 3. 補助対象経費

補助対象経費は、無電柱化に要する調査設計費、工事費とする。

詳細は下表のとおり。

#### 1. 電線共同溝方式の場合

対象経費	説明	対象経費の例
調査設計費	無電柱化に要する調査設計費	<ul style="list-style-type: none"><li>・配線計画</li><li>・調査費（試掘、埋設物探査等）</li><li>・詳細設計（実施設計）</li><li>・引込設備設計</li></ul>
工事費	無電柱化に要する工事費	<ul style="list-style-type: none"><li>・引込設備の材料費、設置費</li><li>・引込設備を設置するために必要となる工事費（掘削、埋戻し、残土処分費等）</li><li>・ケーブル入線の材料費、設置費</li><li>・地上機器の材料費、設置費</li><li>・電線、電柱の撤去費</li><li>・舗装工事費</li><li>・運搬費</li></ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事監督等に必要な経費</li> </ul> <p>※材料費のみの計上も可</p>
--	--	---

## 2. 単独地中化方式の場合

対象経費	説明	対象経費の例
調査設計費	無電柱化に要する調査設計費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線計画</li> <li>・調査費（試掘、埋設物探査等）</li> <li>・詳細設計（実施設計）</li> <li>・引込設備設計</li> </ul>
工事費	無電柱化に要する工事費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管路部、連系管路、連系設備、引込管、引込設備の材料費、設置費</li> <li>・管路部、連系管路、連系設備、引込管、引込設備を設置するために必要となる工事費（掘削、埋戻し、残土処分費等）</li> <li>・ケーブル入線の材料費、設置費</li> <li>・特殊部、地上機器の材料費、設置費</li> <li>・電線、電柱の撤去費</li> <li>・舗装工事費</li> <li>・運搬費</li> <li>・工事監督等に必要な経費</li> </ul> <p>※材料費のみの計上も可</p>

※複数箇所ある場合は、箇所毎の補助対象経費がわかるように整理すること。

※補助対象経費の計上にあたって不明な点があれば、沖縄総合事務局に問い合わせること。

### 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となる。
  - 交付決定日前の発注、購入、契約等に係る費用
  - 飲食、奢侈、娯楽、接待等に係る費用
  - 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のために弁護士に支払う費用
  - 収入印紙
  - 振込等手数料(代引手数料含む。ただし、振込手数料を両者の合意の上(覚書や請求書等の記載により明文化されていることが必要。)で取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することが可能。)
  - 公租公課(ただし、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)については  
[第7. その他]を参照のこと。)
  - 還付制度のある海外付加価値税

- 各種保険料(補助対象に係るものを除く。)
  - 借入金、割賦販売等の支払利息及び遅延損害金
  - 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
  - 沖縄総合事務局等による検査、評価等への対応に係る費用
  - この事業の目的以外の用途に係る経費(この事業の目的以外の用途と共に通する経費を含む。)
  - 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ② 参画事業者、又は実質支配下にある会社から調達する場合、利益排除を行い、原価で計上する必要がある。同様に、自社調達を行う場合にも、調達価格に含まれる利益を排除しなければならない。
- ③ この事業における発注先の選定にあたっては、合計50万円(税抜き)又は事業者が定めた内規等に拠り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず2者以上から見積をとることが必要となる。ただし、発注する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となる。

#### 4. 補助額等

補助事業期間	交付決定日～令和9年3月31日
補助率	補助対象事業に要する費用のうち補助事業者が負担する費用の1／2以内
補助金限度額 (上限額)	総額 2.66億円 ※申請状況を踏まえ、予算の範囲内において交付

- ※ 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助額とする。
- ※ 応募時点で申請のあった補助金の合計額と、実際の補助金額は異なる場合がある。
- ※ 採択された場合であっても、予算の都合等により補助金額が減額される場合がある。

#### 5. 補助対象期間

##### (1) 事業開始日

交付決定日を事業開始日とする。

※ 契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

※ 当該発注・契約に関する複数者の見積依頼・競争入札については、公募要領の公開日以降の発行日であれば、交付決定前の実施も有効とする。

##### (2) 事業完了日

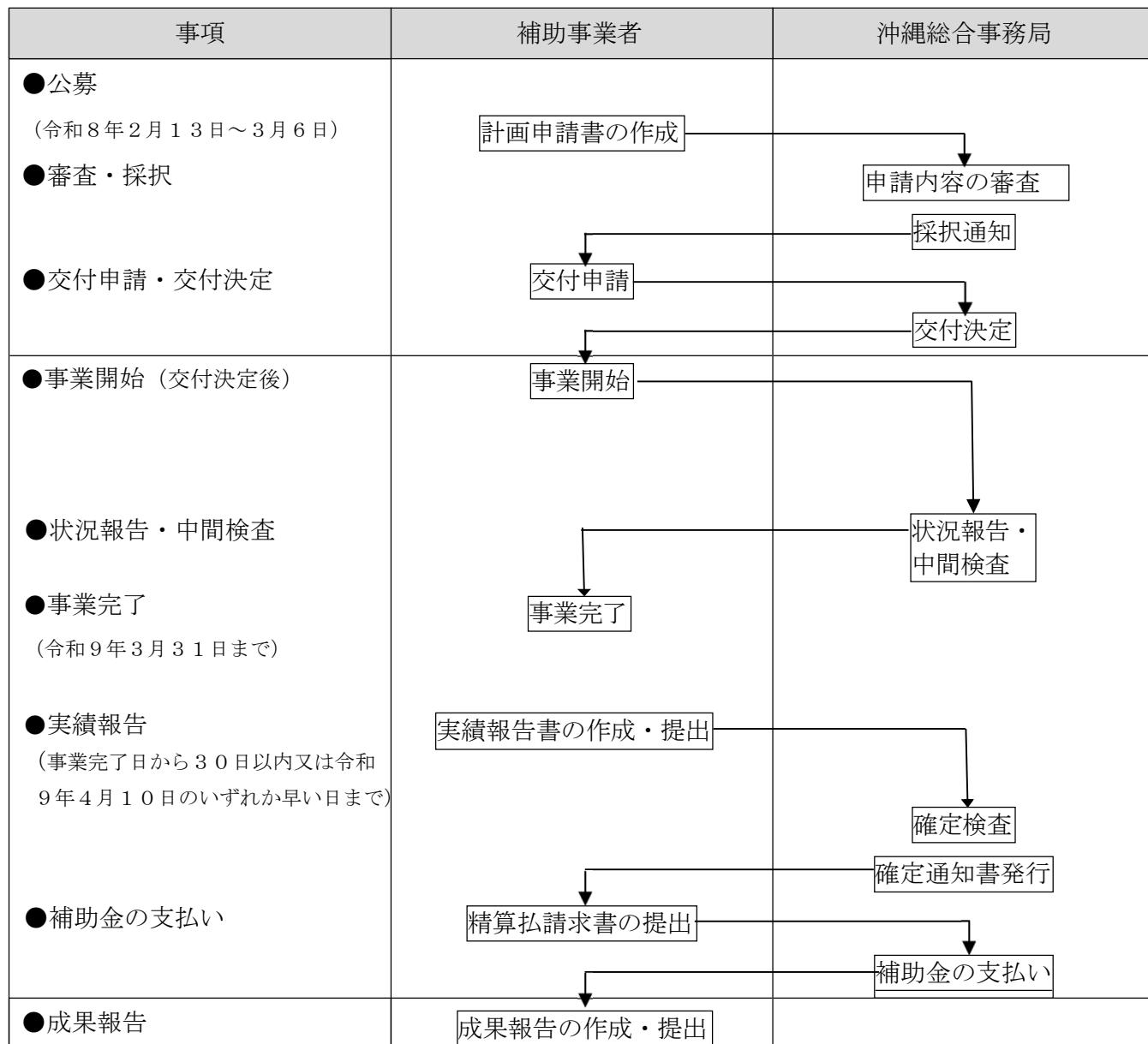
ア 補助事業に関わる補助対象経費の支払いが完了する日を事業完了日とする。

イ 補助事業は、令和9年3月31日（水）までに完了させること。

※ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに沖縄総合事務局に連絡すること。

### 第3. 補助事業の流れ



### 第4. 応募手続き等の概要

#### 1. 受付期間

受付開始：令和8年2月13日（金）

締切：令和8年3月6日（金）17:00

#### 2. 提出書類

様式	内容	備考
別紙	申請書 ・事業計画書(別紙1) ・経費算定調書(別紙2) ・事業実施に際しての確認票(別添1)	※中央下部にページ番号を振ること
様式 自由	申請者情報 ・申請者の事業概要や組織体制が確認で	

	きる資料 ・定款 ・法人登記簿の写し ・直近の財務諸表 (貸借対照表、収支計算書、財産目録等)	
--	---	--

※ 別紙は沖縄総合事務局ホームページより指定様式をダウンロードし、作成すること。

※ 提出書類は、原則日本産業規格A列4番によるものとする。

### 3. 提出方法

提出書類の電子ファイルを沖縄総合事務局宛てにメールで提出すること。なお、提出にあたっては、以下の<留意点>をよく読んで対応すること。

<メール提出先>

沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課（普天間、永山）

TEL 098-866-1914

**※提出前に提出する旨ご連絡ください。提出方法をご案内します。**

※ 郵送、持ち込みは不要。やむを得ない理由により、電子ファイルでの提出ができない場合は、事前に沖縄総合事務局に連絡し、相談すること。

<留意点>

- 提出する資料のファイル形式は以下の通りとする。

別紙：excel（経費算定調書）及びPDF

申請者情報：PDF

- 別紙のファイル名はそれぞれ以下の例のとおりとし、（〇〇〇）に事業者名を記載すること。

・01 【別紙】申請書（〇〇〇）

- 申請者情報のファイルは以下の例のとおりとし、（〇〇〇）に事業者名を記載すること。

・02 【申請者情報】（〇〇〇）

- ファイル容量が大きく一度にメール添付で送付できない場合は、下記のいずれかの方法で提出すること。

（方法1）複数通のメールに分けて送付

（方法2）締切日の12時までに、メールにて容量超過の旨を報告

⇒沖縄総合事務局から大容量ファイル送付システムの専用URLを送付する  
ので、URLに提出資料をアップロードすること。

### 4. 審査

#### (1) 審査方法

- 沖縄総合事務局による審査を踏まえ、採択者を決定する。
- 審査は、本公募要領別記の審査基準に基づいて行う。
- 審査は書面審査により行う。
- 提出書類に不備、不足等がある場合、沖縄総合事務局から不備、不足の連絡を行う。連絡を受けた申請者は、速やかに当該不備等を解消すること。当該

不備等が解消されない場合、審査対象外とすることがある。なお、必要に応じて、沖縄総合事務局等がヒアリングを行う。

### (2) 採択案件の決定

- 沖縄総合事務局による審査結果を踏まえ、採択事業者を決定する。
- 審査の結果、提案に比し交付決定金額の減額を行うことがありうる。

### (3) 審査結果の通知・採択案件の公表

- 審査の結果は、採択案件の決定後、沖縄総合事務局から申請者に通知する。採択案件は、事業概要、補助事業者名称等をホームページで公表する。
- 公表時期は令和8年3月を予定しているが、審査の状況によっては遅れる場合がある。

## 第5. 交付申請

- 審査結果の通知の送付後に補助事業者に対して、交付申請の意思確認を行う。
- 交付申請をする場合は、「補助金交付申請書（別記様式第1号）」（交付要綱第5条第1項）及びその添付書類（内容、積算にかかる資料）について下記提出先まで電子ファイルをメールで送付する。
- 申請受付後、確認の上、沖縄総合事務局から補助事業者宛てに交付決定通知書をメール送付する。

＜メール提出先＞

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課（仲本、名嘉）

TEL 098-866-1901

※提出前に提出する旨ご連絡ください。提出方法をご案内します。

※郵送、持ち込みは不要。やむを得ない理由により、電子ファイルでの提出ができない場合は、事前に沖縄総合事務局に連絡し、相談すること。

## 第6. 事業の実施

### 1. 補助事業の開始

- 補助事業に係る契約・発注等は交付決定後に行うこと（交付決定前に既に発注等を完了させた事業については、補助金の交付対象とはならない。）。

### 2. 交付決定後の計画変更等

- 補助事業者は、補助事業の実施中に事業内容や計画を変更しようとする場合は、予め沖縄総合事務局に報告し、その指示に従うこと。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに沖縄総合事務局へ報告を行うこと。承認手続きは交付要綱に従って行うこと。
- 計画変更等について沖縄総合事務局の承認を得ることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合、補助金の支払いが認められない場合がある。
- 補助事業の目的に沿わない変更等については、承認されない場合があるため、留意すること。

変更する内容	手続書類の名称	備考
補助対象経費の配分額を変更したいとき	「変更承認申請書（別記様式第2号）」（交付要綱第7条第1項）	補助対象経費の2割以内の流用増減を除く。
補助事業の内容を変更したいとき	「変更承認申請書（別記様式第2号）」（交付要綱第7条第1項）	交付要綱に掲げる軽微な変更を除く

### 3. 状況報告

- 補助事業者は、事業開始から半期終了後、「状況報告書（別記様式第7号）」（交付要綱第10条）を作成し、半期終了後30日以内に沖縄総合事務局に提出しなければならない。

### 4. 実績報告及び補助金の確定

- 補助事業者調達先等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とする。
- 支払い条件は、現金払い（金融機関による振込等。）とすること（割賦払いや手形払いは不可。）。
- 実績報告書の提出期限は、事業完了日から起算して30日以内又は令和9年4月10日のいずれか早い日。補助事業者は、「実績報告書（別記様式第8号）」（交付要綱第11条第1項）を沖縄総合事務局に郵送で提出すること（正本1部、副本1部。郵送先は第5. 交付申請を参照のこと。）。
- 沖縄総合事務局は、実績報告書を受付した後、書類検査（必要に応じ現地調査）等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「確定通知書」（交付要綱第12条第1項）により補助事業者に通知する。

### 5. 補助金の支払い

- 補助事業者は、沖縄総合事務局から確定通知書を受領した後、直ちに「精算払請求書（別記様式第11号）」（交付要綱第15条第2項）を沖縄総合事務局に提出する。
  - 沖縄総合事務局は、補助事業者から精算払請求書を受領した後、補助事業者に補助金を交付する。
- ※ 必要があると認められ、財務大臣との協議が整った際は、概算払が可能。（この場合、「概算払請求書（別記様式第10号）」（交付要綱第15条第1項）を提出する。）
- なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税の課税対象となる。

### 6. 取得財産等の管理

- 補助事業者は、補助事業の完了後においても、補助事業により取得した補助対象設備を、「取得財産等管理台帳（別記様式第12号）」（交付要綱第16条第2項）に記載の上、善良な管理者の注意をもってその資材等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。
- 取得財産等を処分制限期間内に処分しようとするときは、「補助金財産処分承認申請書（別記様式第14号）」（交付要綱第17条第2項）を提出の上、予め沖縄総合事務局の承認を受けなければならない。当該財産を処分したことによって得た収入の一部は、国に納付しなければならない（納付額は当該財産処分に係る補助金額を限度とする。）。

## 第7. その他

- 補助事業者は、補助事業に係る経費について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 補助事業の進捗状況確認のため、沖縄総合事務局等が実地検査に入ることがある。この場合において、補助事業者は実地検査に協力しなければならない。また、この事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあるが、これらの検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合はこれに従わなければならない。
- 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合には、当該確認ができない金額は補助対象外となる。
- 補助事業者が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがある。また、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合（例：名義貸しなど）や審査項目に記載する要件を満たしていないと認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがある。
- 申請に関連して提供された個人及び法人情報については、下記各項目の目的にのみ利用する（ただし、法令等により提供を求められた場合を除く。）。
  - ・審査及び審査に關係する事務連絡、通知等
  - ・採択された場合は、交付申請等の事務連絡
- 補助事業者の申請書類の情報については、沖縄総合事務局等で共有するほか、公共事業等からの暴力団排除の推進を図るため、警視庁又は道府県警察本部に対して照会を行うことがある。
- 本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用はできない。なお、優遇税制との併用可否については、それぞれの税制担当窓口に問い合わせのこと。

## 【別記】審査項目

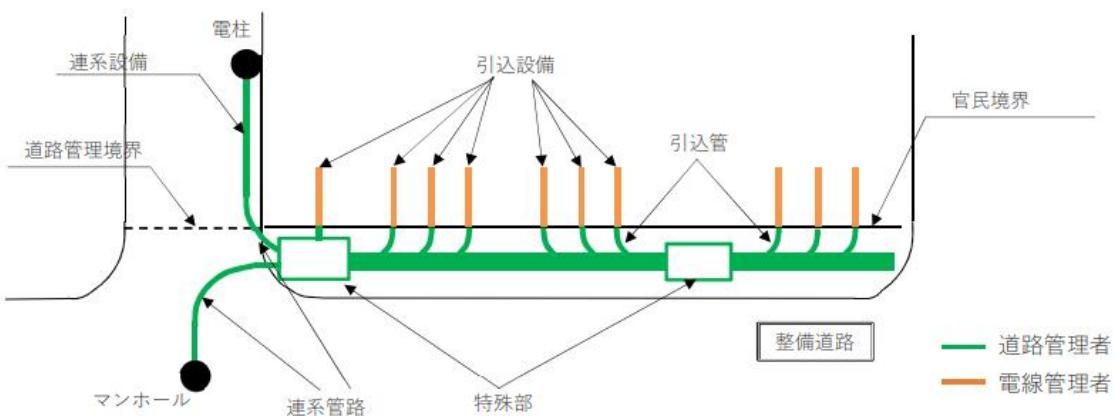
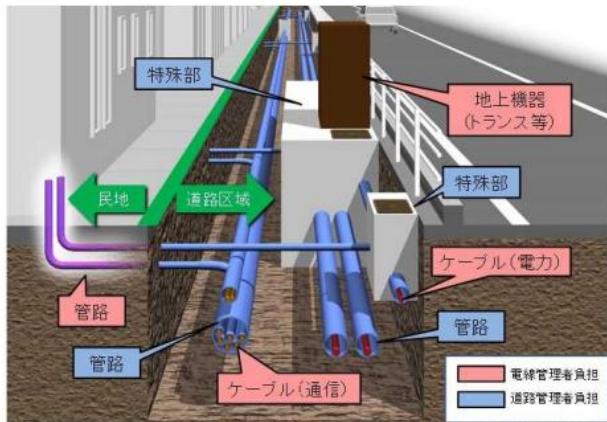
審査項目
<p>＜基礎項目＞</p> <p>次の要件を全て満たすものであること。1つでも要件を満たさない場合は失格とし、その後の審査を行わない。</p> <p>補助対象者要件の該当性（公募要領「第2 2. 補助対象者」参照）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 法人格を有すること。※個人事業主は対象とはならない。</li><li>② 申請者が、沖縄離島無電柱化緊急対策事業費補助金交付要綱の別紙『暴力団排除に関する誓約事項』における「補助事業者として不適当な者」及び「補助事業者として不適当な行為をする者」に該当しないこと。</li><li>③ 主たる事業所もしくは営業所を沖縄県内に有し、補助事業を遂行するに足る組織・人員を有していること。</li><li>④ 補助事業を遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。</li><li>⑤ 過去に、無電柱化事業において電線管理者が実施する、設計、施工等の実績を有していること。</li></ul>
<p>＜加点項目＞</p> <p>以下の項目について評価を行う。【各15点】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 本事業の円滑な推進方策</li><li>② 本事業のコスト縮減内容</li></ul>
<p>※ 審査にあたっては、事業計画申請書の事業内容の各項目が、具体的・定量的な記載かどうかも重要なポイントとなる。</p>

## 【参考】用語の定義等

### ●本要領に使用している主な用語

用語	定義
無電柱化	電線を地下に埋設することや表通りから見えないように配線する等の方法により、電柱または電線の道路上における設置を抑制し、道路上の電柱または電線を撤去することをいう。
電線共同溝	電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。電線共同溝法に基づき設置するもの。
電線共同溝方式	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)」に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者(二者以上)が電線、地上機器を整備する事業手法。
単独地中化方式	電線管理者が整備する事業手法。
管路部	電力や通信用のケーブルを収容する管路部分をいう。
特殊部	分岐部、接続部ならびに地上機器部を総称している。
引込管	需要家への電線類の引込みのために敷設する管路の内、当該整備道路内に設けるものをいう。
引込設備	需要家への電線類の引込みのために敷設する管路の内、当該整備道路外に設けるものをいう。
連系管路	地下に収容された電線類と周辺の架空の電線類を結ぶために必要な管路の内、当該整備道路内に設けるものをいう。
連系設備	地下に収容された電線類と周辺の架空の電線類を結ぶために必要な管路の内、当該整備道路外に設けるものをいう。
配線計画	電力・通信事業者が行う、対象地区の電力、通信需要を想定したケーブルの種類、径、条数及び特殊部の種類、位置等の計画をいう。

### ●電線共同溝方式の費用負担のイメージ図



出典:無電柱化事業における合意形成の進め方ガイド(案)[令和5年7月]  
国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路環境研究室